金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社リシャール・ブリア・アソシエイツ（旧：株式会社ヨーロッパ・プロモーション・センター）
２．住所　東京都千代田区隼町２―13
３．代表者の氏名　代表取締役　リシャール・ブリア
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2078号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年９月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年３月25日

関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社金融データソリューションズ
２．住所　神奈川県横浜市港北区新横浜２―14―２新横浜214
３．代表者の氏名　代表取締役　箱田　啓一
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2084号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年９月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年３月25日

関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社Ｃ　Ｆｉｖｅ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ
２．住所　東京都中央区築地３―１―10西原ビル６階
３．代表者の氏名　代表取締役　奥田　　昇
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2560号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年９月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年３月25日

関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ＩＮＳＰＩＲＥ
２．住所　東京都港区南青山５―４―26ＦＪＢ南青山ビル９階
３．代表者の氏名　代表取締役　矢嶋　辰雄
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2618号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年９月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年３月25日

関東財務局長　菅野　良三

国営筑後川下流右岸土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営筑後川下流右岸土地改良事業（農地防災）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成25年３月25日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称
　国営筑後川下流右岸土地改良事業計画書（農地防災）の写し
２　縦覧期間
　平成25年３月26日から平成25年４月22日まで
３　縦覧場所
　佐賀県佐賀市、小城市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡上峰町及び同郡みやき町各事務所

鉱業法第142条の規定による公告

経済産業省公告第６号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消通知を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所、区役所又は町役場に下記のとおり通知の内容を掲示した。

⑴　登録番号　徳島県採掘権登録第68号　鉱業権者　京都府京都市中京区姉小路通富小路西入菊屋町565番地　横田　晴雄
⑵　登録番号　愛媛県採掘権登録第372号　鉱業権者　愛媛県西宇和郡伊方町湊浦945番地　篠川與三平
⑶　登録番号　愛媛県採掘権登録第379号　鉱業権者　愛媛県大洲市平野町平地49番地　太田休太郎

記

⑴　処分の内容　鉱業法第55条の規定による鉱業権の取消し
⑵　処分の日　平成25年2月27日

平成25年３月25日　　四国経済産業局長

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年３月25日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成25年３月５日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社サン道路サービス　佐藤　三継　宮城県仙台市宮城野区岩切字今市東236　国土交通大臣（般―23）第21988号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年２月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年３月25日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成25年３月５日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社北洲　村上ひろみ　宮城県黒川郡富谷町成田９―２―２　国土交通大臣（般―23）第19409号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年２月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。